

平成22年(行ウ)第7号 行政委員月額報酬支払差止等請求事件

原告 杉原 洋 外

被告 鹿 児 島 県

答 弁 書

平成22年7月2日

鹿児島地方裁判所 御中

第1 請求の趣旨に対する答弁

1. 原告らの請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

1. 請求の原因第1記載の事実は、いずれも認める。
2. 同第2記載の事実については、訴状別紙目録記載の報酬額につき平成19年度から平成22年度までという趣旨において認める。

3. (1) 同第3の記載の事実乃至主張中、上記公金の支出が（ただし、報酬額については、上記のとおり平成19年度から平成22年度までという趣旨において）本件規程に基づいてなされていること、地方自治法（以下単に「法」という場合は同法のことを指す。）第203条の2第1項及び同条第2項が、原告ら主張のとおりの規定をしていること（ただし、法第203条の2第1項につき「審査会・審議会」とあるは、正しくは「審査会、審議会」である。）、並びに大阪高裁平成22年4月27日判決に、原告ら主張のとおり判示部分があること、は認め、その余は否認乃至争う。

(2) 同第3の2記載の各事実については、収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会及び監査委員の各構成と委員の任期については認め、これら委員に対して支払われる月額報酬が高額に過ぎるとの趣旨の主張を否認乃至争い、その余の各委員会乃至委員の業務及び職務内容等については、追って準備書面によりその詳細を明らかにして認否し、そのうえで月額払の報酬額としても相当である旨反論する。

(3) 同第3の3記載の事実中、平成21年6月8日付南日本新聞に原告ら主張のような記事が掲載された事実、その後条例改正が行われていない事実は、認め、その余は否認乃至争う。

なお上記南日本新聞の記事については、同社の取材に対して鹿児島県の担当係長が「見直す必要があるかどうか検討する必要がある」と回答したものを、新聞では上記のような記事となって掲載されたものである。

(4) 同第3の4は、争う。

4. 同第4記載の事実は、認める。

第3 被告の主張

1. 法第203条の2第2項ただし書の条例による特別の定めについては、特

段の制約はなく、議会の広い裁量に委ねられていること。

- (1) 法第203条の2第2項は、本文で委員に対する報酬はその勤務日数に応じて支給すると規定すると同時に、そのただし書では条例で特別の定めをした場合にはこの限りではないと規定し、条例をもって特別の定めをすることを認めただうえで、どのような場合に特別の定めを置くことができるかについては何らの規定もしていないのであるから、その文理解釈上は、条例で特別の定めを行う限り日額報酬によらなくてもよいということになる。
- (2) この点について、原告らは、大阪高裁の判決を引用し、法第203条の2第2項ただし書を適用して特別な定めをすることができるかどうかは、月額報酬制等をとるのを相当とするような特別な事情が認められる場合、具体的には「①当該非常勤職員の役所における勤務量が常勤の職員に比肩し得るあるいは準ずる場合、②役所における勤務量が必ずしも多くはない場合でも、役所外の職務執行や、役所の内外での勤務に備えての待機等が多いなど事実上の拘束があつて、月額で報酬を支払うのが相当と考えられる場合、③勤務量を認識することが困難で、日額報酬制をとるのが不相当と判断され、月額報酬制をとらざるを得ない場合、④その他勤務や地域の実情に照らし、この原則によらずに月額報酬制を必要とする特別な事情がある場合など」に限り、裁量による日額報酬以外の報酬支給の規定を定めることができる旨主張する。
- (3) しかしながら、このような原告らの主張は失当といわざるを得ない。

即ち法第203条の2第2項本文の規定は、ここに規定する職員に対する報酬が、生活給たる意味を有せず、勤務に対する反対給付の性格を有するものであるため、日額報酬を基本とするということを宣言したに過ぎず、これに対し同項のただし書は、条例で特別の定めをする場合は、いかなる場合にいかなる要件の下に特別の定めを設けるかについて何ら、具体的な

基準や特段の制約を定めていないのであるから、大阪高裁が判示し、原告らが援用する「特別の事情」のような制限は何ら課せられていないことは、法文上明らかである。

- (4) むしろ法は、①第203条の2第1項に定める執行機関の委員、附属機関等の委員、非常勤の職員などは、その職務内容、職責、地位などが多種多様であり、その中には職務内容や職責、専門的知識・資格の有無、社会的地位などに応じて日額報酬よりも月額報酬が適切である場合があること、②月額報酬がより適切であるかどうかは、単なる勤務日数だけでなく、職務内容や職責などの広範な事情を総合的に判断する必要がある、それについては県民の代表として民主的な基礎を有する議会が最も適切に判断し得る立場にあることなどにかんがみて、条例で特別の規定を設けるのかどうか、また、その特別の規定を設ける場合にどのような内容にするかなどについて、議会の広い裁量に委ねたものと解される。

またこのような解釈は、

ア 執行機関である委員会の委員の報酬額並びにその支給方法については、法第203条の2第4項により条例で定めなければならないとされており、その額をいくらにするか、またその支給方法を日額払いとするか月額払いとするかについて適切に判断するためには、その職務内容や職責だけでなく、委員会や委員の具体的な日常の活動内容を十分に把握するとともに、委員の人選やその人材確保などに資する広範な事情を総合的に考慮して判断する必要があること。

イ 執行機関である委員会の職務内容や職責などは、法や関係法令で規定され、その事務の執行に当たっては、法の定めるところにより、地方公共団体の長の指揮監督を受けることなく、独自の判断と責任において行うこととなっている（法第138条の2、第138条の4）が、他方で議会は、執行機関の委員会又は委員に対して、事務の執行状況

についての検査（法第98条第1項）、監査委員に対する監査請求（同条第2項）を行う権限やその事務に関する調査権（法第100条）を有するなど、委員会や本件委員の活動内容や職責を把握し、監視する権限を有していること。

ウ また、執行機関である委員会又は委員の長の多くは、議会の本会議などに執行機関として出席し、また委員会又は委員の事務局等の長は執行機関の補助機関として各常任委員会などに出席するなどして、議会に対して事務の執行状況などについて、適宜、報告を行っており、議会はこれらを通じて委員会や本件委員の日常的な活動内容についても把握していること。

加えて、本件委員は、議会による選挙で選任されるものや議会の同意を得て選任されるものなど、その多くが議会の関与のもとに選任されていること。

エ このように、^{に付}議会は、地方自治法の定める監視権などを通じて、委員会や本件委員の職務内容や職責のほか、日常の活動内容などにも通曉しているとともに、その職務内容などに相応しい委員の人選についても関与する権限を有しているのであり、これらを考えると、議会が条例で月額報酬とする旨の特別の定めを設けるのを相当とするかどうか、また、特別の定めを設ける場合に具体的にどのような内容にするかについて、これを最も適切に判断し得る立場にあると認められること。

などからしても、論理解釈としても十分に合理性を有するものと言える。

(5) 以上からして、法第203条の2第2項ただし書に基づいて議会が条例で特別な定めを行った場合、その条例が違法となるのは、議会の判断が社会通念上著しく妥当性を欠き、明らかに裁量権を逸脱・濫用したと認められる場合に限られると解すべきであり、原告らの上記の主張は、法第20

3条の2第2項の法解釈として失当である。

2 本件各委員は、その業務及び職務内容等に照らして月額での委員報酬の支給が適切であり、議会に裁量権の逸脱又は濫用はないこと。

この点については、追って準備書面をもって本件各委員会乃至各委員の業務乃至職務内容の詳細を明らかにしたうえで、改めて主張する。

以上